

マレーシア

意匠規則

1999年7月14日 PU(A)351 改正

1999年9月1日施行

目次

第 I 部 序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 解釈
- 規則 3 規定手数料及び追徴金
- 規則 4 様式

第 II 部 意匠の出願及び登録手続

- 規則 5 意匠の登録出願
- 規則 6 書類及び翻訳文の言語
- 規則 7 分類
- 規則 8 名称，住所，国籍及び居住地
- 規則 9 共通の代表者
- 規則 10 書類のサイズ等
- 規則 11 意匠の番号
- 規則 12 新規性の陳述
- 規則 13 先の開示として認知されない開示
- 規則 14 優先権の主張宣言及び先の出願の翻訳文
- 規則 15 表面模様の繰返しから構成される表示
- 規則 16 登録に対する承諾
- 規則 17 他の物品等に係る関連出願
- 規則 18 出願日の付与及び通知
- 規則 19 方式要件及び審査
- 規則 20 登録証
- 規則 21 登録簿登録事項
- 規則 22 登録内容の公告

第 III 部 登録存続期間

- 規則 23 登録存続期間の延長
- 規則 24 回復請求
- 規則 25 回復に対する異議申立書

第 IV 部 登録の譲渡，移転，修正又は登録の取消

- 規則 26 譲渡，移転その他法の適用の登録請求
- 規則 27 修正の申請又は取消の請求

規則 28 裁判所に対する請求

規則 29 裁判所命令

第 V 部 雑則

規則 30 出願及び登録意匠の補正

規則 31 裁量権及び審理を受ける機会

規則 32 代理人の任命

規則 33 代理人の登録

規則 34 書類を請求する権限

規則 35 証拠

規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書

規則 37 証拠免除の権限

規則 38 不備の修正

規則 39 書類の署名

規則 40 送達のための住所

規則 41 非就業日

規則 42 郵便による送達

規則 43 期間延長の請求

規則 44 登録簿閲覧の時間

規則 45 謄本又は抄本の請求

規則 46 提出書類の閲覧

附則 1 手数料

第 I 部 序

規則 1 引用及び施行

- (1) 本規則は、1999 年工業意匠規則(「工業意匠」を以下「意匠」という。)として引用することができる。
- (2) 本規則は、1999 年 9 月 1 日に施行するものとする。

規則 2 解釈

- (1) 本規則において、次に掲げる事項は、文脈上別段の解釈を必要としない限り、それぞれを意味する。
「局」とは、意匠登録局又は意匠法(以下「本法」という。)第 5 条に基づいて設立されたその支局を意味する。
「優先日」とは、本法第 17 条に規定の優先権の基礎となる先の出願日を意味する。
- (2) 本規則における条、項又は号への言及は、本法における条、項又は号への言及であるものとする。

規則 3 規定手数料及び追徴金

本法及び本規則に基づいて支払われる手数料、追徴金その他支払は、附則 1 に規定の通りとする。

規則 4 様式

- (1) 本規則にいう様式は、附則 2 に掲載されるものである。
- (2) 印刷された様式の複写は、登録官により無料で提供されるものとする。

第 11 部 意匠の出願及び登録手続

規則 5 意匠の登録出願

- (1) 意匠の登録出願は，規定手数料を伴い意匠様式 1(ID Form 1)によりなすものとする。
- (2) 出願は，出願人により，又は，規則 32 にしたがって出願人により任命された代理人により，署名されるものとする。
- (3) 出願人が意匠の創作者である場合は，出願はその旨の陳述書を含むものとし，出願人が意匠の創作者でない場合は，出願は，意匠の創作者の各々の名称及び住所を明示し，登録に対する出願人の権利を正当化する陳述書を伴うものとする。
- (4) 本法第 15 条により 2 以上の意匠が同一の登録の主題である場合は，出願人は，意匠の数を明示し，所定の追加手数料を支払うものとする。

規則 6 書類及び翻訳文の言語

- (1) 意匠登録出願は，国語又は英語によるものとする。
- (2) 出願又は出願の一部を構成する書類が，国語又は英語でない言語による場合は，出願は，認証翻訳文及びその言語名を伴うものとする。

規則 7 分類

出願は，国際意匠分類による分類又は小分類を表示するものとする。

規則 8 名称，住所，国籍及び居住地

- (1) 自然人の名称は，完全な名称で明示されるものとし，法人の名称は，完全な名称の正式呼称により表示されるものとする。
- (2) 住所は，迅速な郵便配達のための通例の要件を満たす方法で表示されるものとし，何れの場合にも，関連の管理単位のすべてから構成されるものとし，建物番号，並びに，該当する場合は，電信及びテレックスの宛先並びにファックス及び電話番号を含むものとする。
- (3) 出願人の国籍は，出願人が国民である国の名称で表示されるものとし，法人は，当該法人が構成されている国の名称及び当該法人の登記上の事業所を表示するものとする。

規則 9 共通の代表者

出願が，2 以上の出願人によりなされ，出願人が出願人を代表する代理人を任命していない場合は，次に掲げるとおりとする。

- (a) 出願人が，出願人の 1 名を共通の代表者として指名する。又は
- (b) 出願人が，出願人の 1 名を共通の代表者として指名しない場合は，願書上で筆頭に示された出願人が，共通の代表者であるものとみなす。

規則 10 書類のサイズ等

- (1) 登録官により特定の場合に与えられる命令に従うことを条件として，表示を掲載するすべての出願，通知，書面その他書類であって本法又は本規則に基づいて提出されるものは，次に掲げるとおりとする。
 - (a) A4 サイズ(29.7cm×21cm)の強靱な紙であること

- (b) 別段の規定がなければ、片面のみに掲載すること
- (c) ひび割れ、しわ、折り目がないこと
- (d) 写真、電子的方法、オフセット写真、マイクロフィルムによる直接の複製を許容する体裁であり、表示が左側約 3cm の余白を有する片面になされること
- (2) 表示は、6 枚複写で提出されるものとする。
- (3) 表示が、見本から構成される場合は、見本のサイズは、20cm × 20cm × 20cm 以下とする。
- (4) 登録官は、図面、トレース又は写真から構成される表示により見本を代替することを請求することができる。
- (5) 写真及び図面は、12.5cm × 9cm のサイズとする。
- (6) 意匠上に語句、文字又は数字が示される出願にあっては、登録官は、排他的使用権の放棄を各々の表示に表明することを請求することができる。

規則 11 意匠の番号

- (1) 出願の内容である意匠の各々には、番号を付すものとする。
- (2) 当該番号は、各々の表示側面の余白に示すものとする。
- (3) 同一物体が表示上に異なる角度から表示される場合、番号は、小数点により区分される別の 2 数字から構成されるものとする。
- (4) 複数出願に含まれる各々の意匠は、異なる番号で示されるものとする。

規則 12 新規性の陳述

- (1) 繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して、又は、組合せの繊維製品、壁紙その他同種の壁装品若しくはレースに対して、応用される意匠の模様又は装飾の登録出願の場合の他は、本法第 14 条(1)(c)の要件である新規性の陳述が各々の表示に掲載されるものとする。
- (2) 新規性の陳述は、各々の表示の 1 枚目の表面にのみ掲載されるものとする。ただし、登録官が自己の発行する指令書において、表示の 1 枚目の表面にのみ掲載することが実際的でないと認める場合は、当該陳述は当該指令書において登録官が指定する箇所に掲載し、他の陳述書又は権利放棄書と区別されるものとする。

規則 13 先の開示として認知されない開示

出願人が、関連の先の開示につき、出願人の意匠が新規性を有するか否かの決定上本法第 12 条(3)に基づいて無視して差し支えない可能性のある事実を出願時に承知している場合は、出願人は出願に伴う陳述書において当該事実を陳述するか、又は、書面で可及的速やかに登録官に通知し当該関連事実を伝えるかとするものとする。

規則 14 優先権の主張宣言及び先の出願の翻訳文

- (1) 本法第 17 条(2)にいう宣言は、意匠登録出願時になされるものとし、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (a) 先の出願日
 - (b) (2)に従うことを条件として、先の出願番号
 - (c) (3)に従うことを条件として、先の出願に付与された意匠国際分類による分類番号及び小

分類番号

(d) 先の出願が提出された国名，又は，先の出願が広域若しくは国際出願である場合は広域若しくは国際出願の対象である国名，及び

(e) 先の出願が広域若しくは国際出願である場合は，出願がなされた官庁

(2) (1)にいう宣言の提出時に，先の出願番号が不明の場合は，当該番号は当該宣言を含む出願の提出日から3月以内に提出するものとする。

(3) 意匠国際分類による分類番号及び小分類番号が，先の出願に付与されていない場合，又は，(1)にいう宣言の提出時には未だ付与されていなかった場合は，出願人は，宣言において当該事実を陳述するものとし，当該分類番号及び小分類番号の付与があり次第伝達するものとする。

(4) 出願人は，意匠の登録前の何れかの時点で，(1)にいう宣言の内容を補正することができる。

(5) 本法第17条(3)にいう先の出願の認証謄本の提出期間は，登録官による請求日から3月とし，他の出願につき謄本が既に提出されている場合は，出願人は当該他の出願に対する言及を以て応答することができる。

(6) 先の出願が国語又は英語以外の言語による場合は，出願人は，(5)にいう登録官による請求日から6月以内に，先の出願の国語又は英語による認証翻訳文を提出するものとする。

(7) 登録官は，優先権宣言を本法第17条(5)に基づいて無効とみなす場合は，理由を書面で出願人に伝達するものとする。

規則 15 表面模様の繰返しから構成される表示

表面模様の繰返しから構成される意匠の表示の各々は，完全な模様及び繰返しの縦横の十分な部分を表示するものとし，18cm×13cm以上のサイズとする。

規則 16 登録に対する承諾

(1) 陛下(Seri Paduka Baginda Yang di-Pertuan Agong)，又は，国家元首(Ruler of a State)の肖像，又は，国家(country)，州(state)，都市(city)，町(town)，協会(society)，法人(body corporate)，機関(institution)若しくは人(person)の紋章(armorial bearings)，記章(insignia)，騎士勲章(orders of chivalry)，旗飾り(decorations of flags)の複製が意匠上に表現される場合において，承諾を与える権限を明らかに有する公人その他人物の肖像又は複製の登録及び使用に対する承諾が提出されていないときは，登録官は，自己の見解で，当該意匠登録出願の受理を拒絶するか否かを熟慮するものとする。

(2) (1)にいう承諾が得られていない場合は，登録官は当該意匠登録を拒絶するものとする。

規則 17 他の物品等に係る関連出願

出願が，1又は2以上の物品に関して既に登録済の意匠の登録に係るものであって，又は，意匠の性格に変更を与える若しくは独自性に本質的に影響を与えるには十分でない微調整若しくは変更を施した登録意匠から構成されるものであって，本法第23条の保護を請求する場合は，当該出願は，次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 既になされた登録又は既になされた出願の番号，及び

(b) 当該登録又は出願の主題である意匠の番号

規則 18 出願日の付与及び通知

- (1) 登録官は、出願が本法第 16 条の要件を満たすか否かを決定するために、意匠登録出願の審査を行うものとする。
- (2) 出願が(1)にいう要件を満たさないことが受理時点で判明する場合は、登録官は、出願人に対して補正書を提出するよう通知により請求し、当該補正書の受理日を出願日として付与するものとする。当該通知後 3 月以内に補正がなされない場合は、当該出願は提出されなかったものとみなす。
- (3) (2)に基づく補正書提出の請求は、書面によるものとし、補正の請求内容を明示するものとする。
- (4) 登録官は出願日の付与後直ちに、願書の複写に出願日と出願番号を付与した様式による出願証明書を出願人に送付するものとする。
- (5) 出願が提出されたものとみなされなかった場合は、登録官は、書面で出願人に通知し、理由を明示するものとする。

規則 19 方式要件及び審査

- (1) 本法第 21 条(5)の適用上、規則 3 から規則 14 までの要件は、方式要件として指定されるものとする。
- (2) 登録官が、出願が方式要件の何れかを満たさないと決定する場合は、登録官は、出願人に書面で通知し、当該判定に関して出願人に当該通知日後 3 月以内に意見書を提出する機会を与えるものとする。
- (3) 出願人が、所定期間内に、方式要件が遵守されていることに登録官を納得させることができないか、又は、方式要件を遵守すべく出願を補正することができない場合は、登録官は、出願を拒絶することができ、複数出願の場合は、方式要件が遵守されていない意匠を登録から除外することができる。
- (4) 登録官は、出願を受理若しくは拒絶する決定、又は、当該意匠を除外する決定を、出願人に書面で通知するものとする。
- (5) 出願人側の不備又は怠慢により出願が整備されず、出願日から 12 月以内に登録に至らない出願は、取り下げられたものとみなす。

規則 20 登録証

- (1) 本法第 22 条(1)(b)にいう意匠の登録証は、附則 3 に掲載の様式によるものとする。
- (2) 本法第 15 条に基づいて 2 以上の意匠が同一出願の主題である場合は、登録官は、当該意匠の共通の登録証を発行するものとする。

規則 21 登録簿登録事項

意匠登録簿は、各々の意匠に関して、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (a) 登録証の掲載事項
- (b) 規則 26(2)に基づいてなされる記載事項
- (c) 意匠の満了日又は放棄日又は失効日
- (d) 規則 32 にしたがって任命された代理人の名称、住所、又は、該当する場合は、送達のための住所、及び

(e) 優先権主張の対象である先の出願がなされた又は先の出願の対象である国名

規則 22 登録内容の公告

本法第 22 条(2)に基づいて官報に公告されるべき事項に加え，次に掲げる事項が公告されるものとする。

- (a) 規則 21 に基づいて登録簿に登録される事項
- (b) 意匠の表示，及び
- (c) 規則 26(1)に基づく登録の所有権の変更に次に掲げる事項の詳細を含むもの
 - (i) 意匠の出願番号又は登録番号
 - (ii) 出願日，優先日(あれば)及び登録日
 - (iii) 意匠権者及び新意匠権者，及び
 - (iv) 所有権の変更の性質

第 III 部 登録存続期間

規則 23 登録存続期間の延長

- (1) 本法第 25 条(2)に基づく登録存続期間延長の請求は、現行期間満了前 6 月以内に規定手数料を以て、又は、本法第 25 条(3)に基づいて付与される猶予期間に所定の追徴金支払を以て、意匠様式 2 でなされるものとする。
- (2) 登録存続期間の延長を得て、登録官は、附則 4 に掲載される様式で延長証書を交付するものとする。
- (3) 所定手数料の不払による登録失効は、影響を受けるすべての意匠に関して登録簿に登録するものとする。
- (4) 本規則は、本法第 50 条(2)にいう意匠登録の存続期間の延長にも適用するものとする。
- (5) 支払済の延長手数料は、払い戻されないものとする。

規則 24 回復請求

- (1) 本法第 26 条(1)に基づく失効登録の回復請求は、登録官に対して所定手数料及び請求を裏付ける陳述書を以て、意匠様式 3 上になされるものとする。
- (2) 登録官は、出願を検討の上、本法第 26 条(2)に基づく回復請求に該当することに納得しない場合は、相応に出願人に通知するものとし、通知日後 1 月以内に出願人が審理を受けることを請求しないときは、当該請求を拒絶するものとする。
- (3) 出願人が(2)にいう通知日後 1 月以内に審理を請求する場合は、登録官は、出願人に期限内に書面の提出により審理を受ける機会を与えた後に、当該請求を認容するか拒絶するかを決定するものとする。
- (4) 登録官は、請求の認容を決定する場合は、相応に出願人に通知し、所定手数料、未納延長手数料及び規定追徴金を伴う意匠様式 2 の提出を求めるものとする。

規則 25 回復に対する異議申立書

本法第 26 条(3)に基づく登録意匠の回復に対する異議申立書は、所定手数料を伴い意匠様式 4 で登録官に対してなすものとする。

第 IV 部 登録の譲渡，移転，修正又は登録の取消

規則 26 譲渡，移転その他法の適用の登録請求

(1) 登録意匠における又は意匠登録出願における権利に影響する譲渡，移転その他法の適用の本法第 30 条(1)に基づく登録請求は，次に掲げるとおりになされるものとする。

(a) 登録官に対して意匠様式 5 で，

(b) 所定手数料及び譲渡，移転その他法の適用の認証謄本を適宜伴うものとする。

(2) 登録官は，請求の完備に納得する場合は，適切とみなす登録をなすものとする。

規則 27 修正の申請又は取消の請求

(1) 本法第 24 条(3)に基づく登録簿の修正に係る登録官に対する請求又は本法第 27 条(2)に基づく意匠登録の取消の請求は，規定手数料並びに請求人の権利及び根拠の十分な陳述書を伴い，意匠様式 6 上になすものとする。

(2) 請求人が意匠権者以外の者である場合は，(1)にいう請求及び陳述書の複写を意匠権者に与えるものとする。

(3) 意匠権者が，登録簿修正又は意匠登録取消の請求に対して反論を行う場合は，当該請求の受理日から 3 月以内に，当該請求に対して意匠権者が反論する根拠の陳述を含む反論書を提出し，複写を請求人に与えるものとする。

(4) 反論書を提出しない意匠権者は，反論がなかったものとみなす。

(5) 請求人は，(3)に基づいて提出された反論書の受理日後 2 月以内に，当該請求人の請求を裏付ける根拠の陳述の，及び，もしあれば，反論書で主張される事実であって当該請求人が認知するものの陳述の，弁駁書を提出することができ，同時に意匠権者に対して複写を与えるものとする。

(6) (5)に基づく弁駁書が提出されない場合は，当該請求は放棄されたものとみなされる。

(7) (5)に基づく弁駁書が提出される場合は，登録官は，期限内に書面の提出により審理を受ける機会を意匠権者及び請求人に与えた後に，本件を決定するものとする。

規則 28 裁判所に対する請求

(1) 本法第 24 条(1)(a)，本法第 24 条(3)又は本法第 27 条(1)(a)，(b)若しくは(c)に基づく裁判所に対する請求は，申立書によりなすことができる。

(2) (1)に基づく請求の複写は，意匠様式 7 の局に対する提出を以て登録官に提出するものとする。

(3) 本法第 24 条(1)又は(3)に基づく請求は，本法第 22 条(2)にいう官報への掲載日後 1 月以内に裁判所に対してなされるものとする。

(4) (3)に規定の期限は，当該規定期間の満了に拘らず，当事者の請求を以て，裁判所又は登録官が延長することができる。

規則 29 裁判所命令

(1) 請求人は，裁判所命令が発せられる場合は，当該命令の局用複写を登録官に対して提出するものとし，登録簿の修正請求の場合は，規定手数料を伴う意匠様式 8 を提出するものとする。

(2) 登録簿は、適宜、登録官により相応に修正されるものとする。

第 V 部 雑則

規則 30 出願及び登録意匠の補正

- (1) 本法第 19 条(1)又は本法第 40 条(1)に基づく、意匠登録出願又は登録意匠又は関連書類の補正の請求は、所定手数料を伴い意匠様式 9 で行うものとする。
- (2) (1)に基づく請求が誤記又は明らかな不注意に係る場合は、請求は、当該誤記又は不注意が発生した状況を述べる証拠を伴うものとする。
- (3) 補正事項又は訂正事項は、すべての当事者に書面で伝達されるものとし、登録官は、必要とみなす場合は、当該補正事項又は訂正事項の官報による公告を指示するものとする。
- (4) 明らかな誤記の訂正は、登録官の自発的判断でなすことができ、その場合は、(3)が準用されるものとする。

規則 31 裁量権及び審理を受ける機会

- (1) 登録官は、本法又は本規則に基づいて付与される裁量権を、意匠権者又は当事者に対して不利になるように行使する意図については、その旨の通知を送達するものとする。
- (2) (1)に基づいて通知の送達を受ける者は、通知日後 2 月以内に、登録官に対して意見書を提出し、当該意見書は登録官により決定に至る過程で斟酌されるものとする。
- (3) 意見書が規定期間内に提出されない場合は、登録官は、当該意見書を介さず裁量権の行使を実施することができる。
- (4) 当該裁量権行使における登録官の決定は、利害関係人に通知されるものとする。

規則 32 代理人の任命

- (1) 本法又は本規則に別段の規定がなければ、何人も局に対する手続において代理人により代表させることができ、代理人は当該何人かを代表して出頭、提出及び書類の署名をなすことができる。
- (2) 登録官に対する手続における当事者になる者が、初めて代理人を任命する場合、又は、代理人の復代理人を任命する場合は、任命された代理人は、手続において当該当事者の代理人として行為する最初の時点で、又はその前の時点で、正副 2 通の意匠様式 10 を登録官に提出するものとする。
- (3) 同一の事業に係るか異なる事業に係るかを問わず、何人も自己のために、同一の意匠に関して、同時に行為する 2 以上の代理人を任命することはできない。2 以上の代理人が掲載されている場合は、登録官は、適正に任命された最新の代理人のみを認知するものとする。
- (4) 登録官は、規則 33 に基づいて編集し保管されるマレーシア意匠代理人名簿上に現在掲載されていない者の代理人としての認知を拒絶するものとする。

規則 33 代理人の登録

- (1) 登録官は意匠代理人名簿を保管するものとする。
- (2) 意匠代理人としての登録の請求は、規定手数料を以て意匠様式 11 で登録官に対してなされるものとする。
- (3) 意匠代理人名簿に登録を受けるためには、申請人は、マレーシアにおいて居住しているか若しくは居住者であることに、又は、マレーシアに主たる事業所を有することに、登録官

を納得させるものとし、次に掲げるとおりとする。

(a) 1983年特許法(法令第291号)に基づく規則により保管される特許代理人名簿上に掲載されている。

(b) マレーシアのみにおいて開業している弁護士(advocate and solicitor)である。又は

(c) 何らかの学問分野で学位を認定され、工業所有権の分野で少なくとも3年の経験を有する。

(4) 登録官は、記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている者を登録しないものとする。

(5) 登録官は、申請人が意匠代理人名簿上の登録に適格であることに納得の上、当該年の12月31日に満了する期間に亘り、当該申請人を登録するものとする。

(6) 代理人は、次に掲げる場合は、意匠代理人名簿から削除されるものとする。

(a) 最早マレーシアにおいて居住しておらず若しくは居住者でない、又は、マレーシアに主たる事業所を有していない場合

(b) 記録すべき違反行為又は詐欺若しくは不正行為を含む犯罪で有罪判決を受けている場合、又は

(c) 特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない、又は、暫定的に特許代理人名簿若しくは弁護士名簿から削除され回復されていない場合

(7) 意匠代理人としての登録延長の請求は、各年の1月31日前に規定手数料を以て意匠様式12で登録官に対してなすものとする。

(8) 登録官は、(3)及び(4)に規定の条件が引き続き満たされることに納得した上で、意匠代理人登録を、当該年の12月31日に満了する期間に亘り延長するものとする。

規則 34 書類を請求する権限

登録官に対する何らかの手續の何れかの段階において、登録官は、追加文献、情報又は証拠が自己が決定する期間内に提出されることを指令することができる。

規則 35 証拠

(1) 本規則に基づいて証拠を提出することができる場合は、証拠は、法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。

(2) 登録官は、自己が適切とみなす場合は、特定の場合に、そのような証拠に代えて又は追加して、証言を受けることができ、証人が自己の宣言書又は宣誓供述書により反対尋問を受けることを認容するものとする。

規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書

(1) 本規則に基づいて提出される又は本規則に基づく手續において使用される法定宣言書若しくは宣誓陳述書は、次に掲げるとおり作成され署名されるものとする。

(a) マレーシアにおいては、1960年法定宣誓法(Statutory Declarations Act 1960) [法令第13号]の規定又は1980年高等裁判所規則(Rules of the High Court 1980 [P.U. (A) 50/80])に従うこと

(b) 世界のその他地域においては、裁判所、裁判官、治安判事、行政長官(magistrate)、公証人、領事その他法的手続の適用上の宣誓を管理するために当該地域における法律により授

権された公職人の面前ですること

(2) (1)により宣言を受ける又は宣誓陳述書を認証することを授権された者の印章若しくは署名が付され、押され、記されていると認められる書類は、当該印章若しくは署名の真正性に係る証拠又は公的地位の若しくは当該宣言を受ける若しくは当該宣誓陳述書を認証する権限の真正性に係る証拠がなくとも採用することができる。

規則 37 証拠免除の権限

本規則に基づいて、人が、何らかの行為若しくは用件をなすことを請求され、又は、何らかの書類若しくは証拠の作成若しくは提出を請求される場合であって、当該人が当該行為若しくは用件をなすことができない又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出をすることができないことが相応の理由によるものであることが、登録官が納得することができるように明示される場合は、登録官は、自己が適切とみなす他の証拠の提出を得た上で、自己が適切とみなす条件に従うことを条件として、当該行為若しくは用件をなすこと又は当該書類若しくは証拠を作成若しくは提出することを免除することができる。

規則 38 不備の修正

局における又は局に対する手続上の不備は、登録官が指令する条件下で修正することができる。

規則 39 書類の署名

(1) パートナーシップの代表又は代理の立場での署名を受けべき書類は、すべてのパートナーの完全な名称を含み、次に掲げる者の署名を受けるとする。

(a) すべてのパートナー

(b) すべてのパートナーの代表として署名する旨を陳述する代表経営者代行者、又は

(c) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(2) 法人(body corporate)の代表又は代理の立場での署名を受けべき書類は、次に掲げる者の署名を受けるとする。

(a) 法人の取締役若しくは秘書役その他の役員、又は

(b) 書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる代理人その他の者

(3) パートナーシップ以外の団体の代表又は代理の立場での署名を受けべき書類は、当該団体の代表として書類に署名することを授権されていることにつき登録官を納得させる秘書役又は代理人その他の者。

(4) 登録官は、必要とみなす場合はいつでも、署名権授権の証拠を請求することができる。

規則 40 送達のための住所

(1) 本法第 14 条(2)に従うことを条件として、本法又は本法下で制定される規則の利害関係人は、マレーシアにおける送達のための住所を登録官に提出するものとし、当該住所は、当該手続に係る一切の目的で当該利害関係人の実在住所とみなすことができる。

(2) (1)に拘らず、代理人が任命されている場合は、送達のための住所は、代理人の住所とする。

(3) (1)及び(2)に拘らず、意匠登録出願人のマレーシアにおける送達のための住所は、登録

後は、別段の送達のための住所が提出されない場合は、意匠権者のマレーシアにおける送達のための住所とみなすものとする。

規則 41 非就業日

局において行為又は用件をなすにつき本法又は本規則により制定された最終日が非就業日とされる日に当たる場合は、当該非就業日後の最初の日であって非就業日でない日に当該行為又は用件をなすことが合法であるものとする。

規則 42 郵便による送達

郵便による送達を本法又は本規則により請求される通知、申請その他の書類は、受取通知付(A.R.)書留郵便で送達されるものとし、当該郵便の通常の配達予定時間に付与され、なされ又は提出されたもののみならず。

規則 43 期間延長の請求

- (1) 本法第 43 条に基づく期間延長の請求は、所定手数料を以て意匠様式 13 でなされるものとする。
- (2) 最大延長期間は規定日から 3 月を超えないものとする。

規則 44 登録簿閲覧の時間

登録簿は、就業時間中に、公衆の閲覧に供するものとする。

規則 45 謄本又は抄本の請求

登録簿上の記載事項又は書類の認証又は不認証謄本又は抄本の請求は、所定手数料を以て意匠様式 14 でなすものとする。

規則 46 提出書類の閲覧

譲渡、移転その他の法の適用に係る提出書類は、利害関係人の承諾書を以てのみ閲覧し、謄本を入手することができる。

附則 1 手数料

(規則 3)

	事項又は手続	手数料(RM)	意匠様式
1	意匠登録出願： 意匠 1 件につき 意匠特定追加各 1 件につき (規則 5) 出願に含まれる表示の図面の各々の公告 (規則 10 及び規則 22)	400.00 200.00 50.00	1
2	登録存続期間延長の請求： 次に掲げる事項の第 2 期間につき (a) 意匠 1 件 (b) 意匠追加各 1 件につき 次に掲げる事項の第 3 期間につき (a) 意匠 1 件につき (b) 意匠追加各 1 件につき 登録存続期間延長請求の猶予期間に関して本法第 25 条(3)に 基づく追徴金の支払を要す： 各 1 月の期間(合計 6 月以内)につき (規則 23)	600.00 300.00 800.00 400.00 100.00	2
3	登録意匠の回復請求 (規則 24) 規則 24(4)に基づいて支払う追徴金： 各 1 月の期間(合計 6 月以内)につき	600.00 50.00	3
4	意匠回復に対する異議申立書 (規則 25)	50.00	4
5	登録意匠又は意匠登録出願に対する譲渡，移転その他法の適用の登録請求 (規則 26)	200.00	5
6	登録簿修正の申請又は登録取消の請求 (規則 27)	100.00	6
7	請求の複写の裁判所への提出 (規則 28)	無料	7
8	登録簿修正のための裁判所命令の通知 (規則 29)	100.00	8
9	意匠登録出願又は登録意匠の補正請求 (規則 30)	100.00	9
10	代理人の任命又は変更及び送達のための住所の変更 (規則 32 及び規則 40)	30.00	10
11	意匠代理人としての登録請求 (規則 33(2))	1,000.00	11
12	意匠代理人の登録延長の請求 (規則 33(7))	400.00	12
13	期間延長の請求： 各 1 月の期間(合計 3 月以内)につき (規則 43)	200.00 50.00	13

14	記載事項，書類等の認証又は不認証謄本又は抄本の請求： (a) 認証謄本又は抄本につき頁当り (b) 不認証謄本又は抄本につき頁当り (規則 45)	10.00 5.00	14
----	--	---------------	----